

平成 31 年 1 月 17 日
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新について、下記のとおりとする。

記

区外指定地域密着型サービス事業者等

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	練馬区民利用者数
東京ヘルスケア機能訓練センター 三鷹市下連雀三丁目 12 番 6 号	有限会社 東京ヘルスケア 機能訓練センター	平成 30 年 2 月 1 日	1 名
デイサービスココファン 新座石神 埼玉県新座市石神一丁目 6 番 7 号	株式会社 学研ココファン	平成 30 年 2 月 1 日	3 名
リハビリデイサービス nagomi 徳丸店 板橋区徳丸一丁目 26 番 14 号	ビッグエル 株式会社	平成 30 年 3 月 1 日	1 名

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	練馬区民利用者数
グループホーム万年青 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬番 6160 番地 3	有限会社 幹	平成 30 年 3 月 1 日	2 名